令和８年度「薬と健康の週間」実施要領

１　目　的

本週間は、医薬品及び薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

２　実施期間

令和８年 10 月 17 日（土）から 10 月 23 日（金）までの１週間

３　実施機関

主催　岡山県、（一社）岡山県薬剤師会

後援　岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、（公社）岡山県医師会、（一社）岡山県歯科医師会、岡山県赤十字血液センター、（一社）岡山県医薬品登録販売者協会、（公財）岡山県薬業会館、岡山県薬業振興会、岡山県病院薬剤師会、岡山県薬業協会、岡山県医薬品卸業協会、岡山県医薬品配置協議会、岡山県学校薬剤師会

４　実施事項

医薬品や医薬品の専門家である薬剤師等の役割に関する正しい知識について、県民に対し広く普及を図るため、地域の実情に即した計画を策定して実施する。

特に、薬剤師・薬局が、処方箋受付時の調剤だけではなく、健康相談等の調剤以外の対応を担うことやかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点を紹介し、一人でも多くの方が医療の質の向上を実感できるよう、積極的な取組を展開する。

（１）広報等による啓発宣伝

- テレビ・ラジオの提供番組、インターネット、新聞の広告紙面等を利用して本週間の趣旨を周知する。

（２）各種催し物等の実施

- こども薬剤師体験、お薬相談会、展示会等の催し物を行い、本週間の実施目的の達成を図る。
- 薬の正しい使い方やオーバードーズ問題等に関する啓発資材について、その効果的な活用を行うために関係団体等と連携する。
- 「薬局機能情報提供制度」の周知と活用の促進に努める。また、地域における薬局の体制や機能（在宅医療、夜間・休日対応等）の情報発信の取組について、県民への周知・広報を行う。
- 県民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、大麻をはじめとした麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の危険性及び乱用が健康に及ぼす影響について周知

し、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を行う。

5　その他

この要領に掲げるもののほか、各種関係団体と連携を取り、相互に協調し、それぞれの実情に即した運動を実施する。